

家庭用生ごみ処理機等を活用したごみ減量のご案内

家庭から出る可燃ごみの約 30%は生ごみが占めています。そのうち約 80%は水分で、ごみが重くなる原因です。生ごみ処理機を使うことで、体積が 1/7、重量が 1/5 程度に減量されます。

また乾燥させた生ごみは、家庭菜園の肥料として活用することができます。

これからの季節、生ごみが腐る際に発生する悪臭、コバエの発生にお悩みの方にも生ごみ処理機のご活用をおすすめします。

家庭から排出される生ごみの減量化およびリサイクルのより一層の推進を図るため、生ごみ処理機等を購入された方に購入費の一部補助事業を行っています。ぜひご活用ください。



(※生ごみ処理機メーカーにより異なります。)

種 類	補助率	補助上限額
生ごみ処理機 (電気式)	2 / 3	40,000 円
生ごみ処理容器 (コンポスト)	4 / 5	11,000 円

<計算例 1>

7 万円の生ごみ処理機 (電気式) を購入した場合

7 万円 × 2/3 (補助率) = 46,666 円

※補助上限額 (40,000 円) を超える部分を切り捨て

補助金額 40,000 円

* 100 円未満は切り捨て



<計算例 2>

5 万円の生ごみ処理機 (電気式) を購入した場合

5 万円 × 2/3 (補助率) = 33,333 円

補助金額 33,300 円

(※100 円未満切捨て)

※問い合わせは、環境整備課 ☎ 83-2367

9 月および 10 月は「行政相談月間」です

この月間は、行政相談 (委員) 制度を広く周知し、みなさんに利用していただくために設けられています。

町でも、総務大臣から委嘱された行政相談委員が毎月定例相談 (人権身の上・行政相談) を行っています。

道路、社会福祉、医療保

険などの行政全般について、「説明に納得できない」「処理が間違っている」などの苦情や要望を受け付けています。相談は、無料、秘密厳守です。

・町の定例相談
人権身の上・行政相談
〔日時〕毎月第 2 木曜日
午後 1 時 ~ 4 時 (10 月、11 月については第 1 木曜日に変更となります。)

〔会場〕福祉会館 2 階会議室
町の行政相談委員は、つぎの方です。

河村 光春 氏 (常磐)

このほか、総務省行政相談センターきくみみ東京の

環境整備課からの
お知らせは、

「行政苦情 110 番」でも相談を受け付けています。
☎ 0570 (090) 110
FAX 03 (5331) 1761
* I-P 電話からは、☎ 03 (3363) 1100 におかけください。

【健康相談】

保健師・管理栄養士による相談を随時受け付けています。

健康のこと・育児のこと・栄養のことなどでお悩みのことはありませんか？お話を聞かせていただき、問題解決に向けて一緒に考えていきたいと思います。

ご家庭に訪問させていただいたり、町施設で相談に対応することもできます。まずは、お気軽にお電話ください。

※問い合わせは、福祉保健課
☎ 83-2777